

12 例規等

(1) 上越市国民保護対策本部及び上越市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月31日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、上越市国民保護対策本部及び上越市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 上越市国民保護対策本部長は、上越市国民保護対策本部の事務を総理する。

2 上越市国民保護対策副本部長は、上越市国民保護対策本部長を補佐し、上越市国民保護対策本部の事務を整理する。

3 上越市国民保護対策本部員は、上越市国民保護対策本部長の命を受け、上越市国民保護対策本部の事務に従事する。

4 上越市国民保護対策本部に、前3項に規定する者のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 上越市国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて、上越市国民保護対策本部長が招集する。

2 上越市国民保護対策本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対して意見を求めることができる。

(部)

第4条 上越市国民保護対策本部長は、必要と認めるときは、上越市国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき上越市国民保護対策本部員及び第2条第4項の職員は、上越市国民保護対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、上越市国民保護対策本部長の指名する上越市国民保護対策本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を統括する。

(現地対策本部)

第5条 法第28条第8項の規定に基づき、法第35条第1項の規定により市長が作成する国民の保護に関する計画で定めるところにより、上越市国民保護対策本部に、上越市国民保護現地対策本部を置く。

2 上越市国民保護現地対策本部に上越市国民保護現地対策本部長、上越市国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、上越市国民保護対策副本部長その他の上越市国民保護対策本部員及び第2条第4項の職員のうちから上越市国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 上越市国民保護現地対策本部長は、上越市国民保護現地対策本部の事務を統括する。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、上越市緊急対処事態対策本部について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、上越市国民保護対策本部及び上越市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(2) 上越市国民保護協議会条例

平成18年3月31日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、上越市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 協議会の委員の定数は、45人とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員の解任)

第5条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第6条 協議会に幹事45人以内を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、委員及び専門委員の所掌事務の遂行を補佐する。

(部会)

第7条 協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(3) 上越市国民保護協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越市国民保護協議会条例(平成18年条例第4号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、上越市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(幹事会)

第2条 会長は、必要に応じて条例第6条に規定する幹事による会議(以下「幹事会」という。)を招集することができる。

- 2 幹事会は、会長があらかじめ指名する幹事が幹事会の議長となる。
- 3 幹事会の議長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。
- 4 幹事会は、幹事の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、幹事会の議長の決するところによる。
- 6 幹事会の議長は、幹事会において調査又は審議が終了したときは、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(部会)

第3条 会長は、条例第7条に規定する部会(以下「部会」という。)の名称及び部会で調査又は審議をする事項について、協議会に諮って定める。

- 2 部会の会議は、部会長が会長の承認を得て招集し、部会長が部会の議長となる。
- 3 部会の会議は、部会に属する委員及び専門委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 部会の会議の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会の議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会において調査又は審議が終了したときは、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(協議会等の会議の招集通知)

第4条 協議会及び部会の会議並びに幹事会(以下「協議会等の会議」という。)の招集通知には、当該会議の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を記載するものとする。

(会議の公開)

第5条 協議会等の会議は、これを公開する。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、協議会等の会議の運営に支障があると認めるときは、協議会に諮って当該会議を非公開とすることができる。

(協議会等の会議の代理出席)

第6条 協議会の委員及び部会に属する委員(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第4項第8号の規定により市長が任命した者を除く。)並びに幹事は、やむを得ず協議会等の会議に出席できないときは、当該委員又は幹事の属する機関の職員のうちから当該委員又は幹事の指名する者をもって代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、協議会等の会議に調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説

明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録の作成)

第8条 協議会は、協議会等の会議の終了後速やかに当該会議の会議録を作成し、保存しなければならない。

(公印)

第9条 会長の公印は、次のとおりとする。

| |
|-------|
| 議 民 上 |
| 会 保 越 |
| 長 護 市 |
| 印 協 国 |

2 公印の書体は、てん書とし、寸法は、方22ミリメートルとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、危機管理企画課において処理する。

附 則

この規程は、平成18年7月21日から施行する。

(4) 上越市防災行政無線局(移動系)管理運用規程

平成20年12月10日

訓令第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、災害対策に係る事務について円滑な通信を確保するため、上越市地域防災計画及び上越市国民保護計画に基づき設置する上越市防災行政無線局(移動系)(以下「無線局」という。)の管理及び運用に関し、電波法(昭和25年法律第131号)その他の法令(以下「電波法等」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「移動系」とは、統制局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信系をいう。

2 この規程において「統制局」とは、市役所本庁に設置し、無線局を統制する機能を有する局をいう。

3 前2項に定めるもののほか、この規程において使用する用語は、電波法等において使用する用語の例による。

(無線局の組織等)

第3条 無線局に総括管理者、通信管理者、通信取扱責任者及び通信取扱者を置く。

2 総括管理者は、無線局の管理及び運用に関する業務を総括し、通信管理者を指揮監督する。

3 通信管理者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用に関する業務を掌理するとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。

4 通信管理者は、総括管理者に事故があるとき又は総括管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

5 通信取扱責任者は、通信管理者の命を受け、所管する無線設備の管理及び運用に関する業務を処理し、所属する通信取扱者を指揮監督する。

6 通信取扱者は、通信取扱責任者の命を受け、所管する無線設備の操作及び点検を行うものとする。

7 無線局の組織は、別表のとおりとする。

(通信事項)

第4条 無線局の通信事項は、災害対策に係る事務に関することとする。

(通信の種類)

第5条 通信の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容とする。

(1) 一斉通信 統制局からすべての陸上移動局に対して一斉に行う通信

(2) グループ通信 統制局から複数の陸上移動局で構成されるグループ(以下「グループ」という。)に対して行う通信及び一の陸上移動局からグループ内の他のすべての陸上移動局に対して行う通信

(3) 個別通信 統制局と一の陸上移動局との間で行う通信及び二の陸上移動局間で行う通信

(通信の統制)

第6条 通信管理者は、必要と認めるときは、通信を統制することができる。

2 通信管理者は、前条各号に掲げる通信の種類に応じて、1回の通信における制限時間を定めることができる。この場合において、当該制限時間が経過したときは、通信を強制終了するものとする。

(通信状況の把握)

第7条 通信管理者は、無線局の通信状況を把握し、通信取扱責任者に対し、必要な指示を行わなければならない。

(通信訓練の実施)

第8条 通信管理者は、訓練計画を定め、定期的に通信訓練を実施するものとする。

(無線設備の管理)

第9条 通信管理者は、無線設備の状態を監視し、無線局の機能を十分発揮することができるよう管理しなければならない。

2 通信管理者は、無線設備のうち重要と認める無線設備について、1年につき1回以上、定期点検をしなければならない。

3 通信取扱者は、所管する無線設備について、1週間につき1回以上、日常点検をし、直ちにその結果を通信取扱責任者に報告しなければならない。

4 通信取扱責任者は、前項に規定する日常点検の結果、所管する無線設備に故障その他の異常があったときは、直ちにその旨を通信管理者に報告しなければならない。

5 通信管理者は、第2項に規定する定期点検の結果、無線設備に故障その他の異常があったとき又は前項の規定による報告があったときは、直ちにその旨を総括管理者に報告し、その指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

(無線局の変更)

第10条 通信管理者は、無線局の管理及び運用を変更する必要があるときは、速やかにその旨を総括管理者に報告し、その指示を受けて、無線局の管理及び運用を変更するものとする。

(その他)

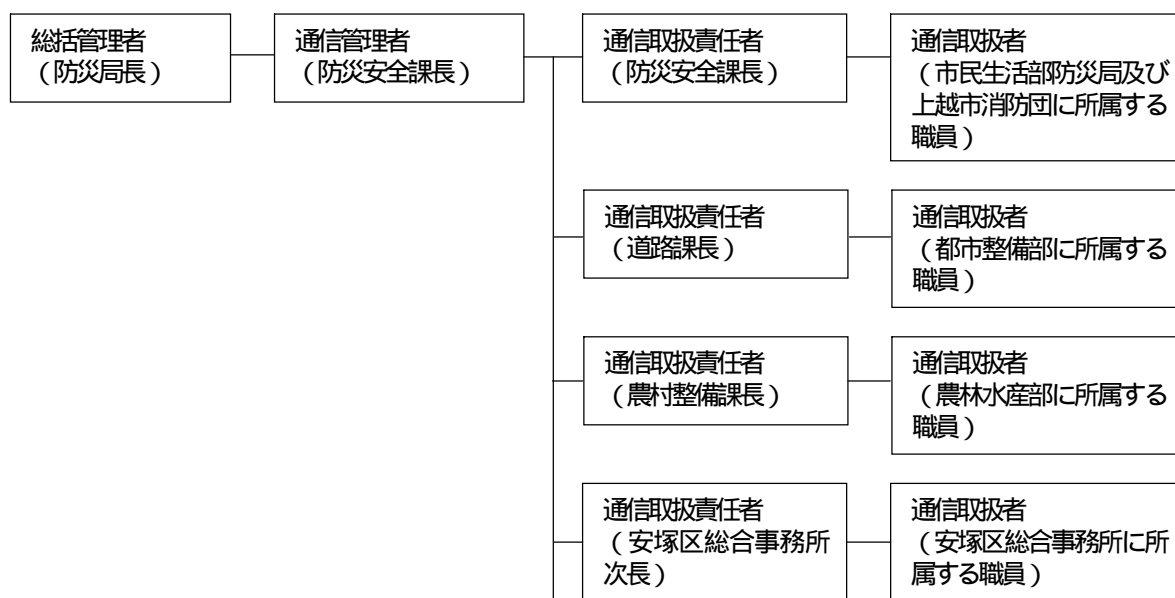
第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文(抄)

この規程は、平成20年12月11日から実施する。

別表(第3条関係)

上越市防災行政無線局(移動系)組織図



| | |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| <p>通信取扱責任者 (浦川原区総合事務所次長)</p> | <p>通信取扱者 (浦川原区総合事務所に所属する職員)</p> |
| <p>通信取扱責任者 (大島区総合事務所次長)</p> | <p>通信取扱者 (大島区総合事務所に所属する職員)</p> |
| <p>通信取扱責任者 (牧区総合事務所次長)</p> | <p>通信取扱者 (牧区総合事務所に所属する職員)</p> |
| <p>通信取扱責任者 (柿崎区総合事務所次長)</p> | <p>通信取扱者 (柿崎区総合事務所に所属する職員)</p> |
| <p>通信取扱責任者 (大潟区総合事務所次長)</p> | <p>通信取扱者 (大潟区総合事務所に所属する職員)</p> |
| <p>通信取扱責任者 (頸城区総合事務所次長)</p> | <p>通信取扱者 (頸城区総合事務所に所属する職員)</p> |
| <p>通信取扱責任者 (吉川区総合事務所次長)</p> | <p>通信取扱者 (吉川区総合事務所に所属する職員)</p> |
| <p>通信取扱責任者 (中郷区総合事務所次長)</p> | <p>通信取扱者 (中郷区総合事務所に所属する職員)</p> |
| <p>通信取扱責任者 (板倉区総合事務所次長)</p> | <p>通信取扱者 (板倉区総合事務所に所属する職員)</p> |
| <p>通信取扱責任者 (清里区総合事務所次長)</p> | <p>通信取扱者 (清里区総合事務所に所属する職員)</p> |
| <p>通信取扱責任者 (三和区総合事務所次長)</p> | <p>通信取扱者 (三和区総合事務所に所属する職員)</p> |
| <p>通信取扱責任者 (名立区総合事務所次長)</p> | <p>通信取扱者 (名立区総合事務所に所属する職員)</p> |

(5) 上越市特殊標章等の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、本市の区域の武力攻撃事態等に係る特殊標章等の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。
- (2) 特殊標章等 国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章及び身分証明書をいう。
- (3) 国民保護措置 国民保護法第16条の規定により市長が実施する国民の保護のための措置をいう。

(特殊標章)

第3条 特殊標章の種類、表示、形状及び制式は、別表のとおりとする。

(交付対象者)

第4条 特殊標章等の交付の対象となる人（以下「交付対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 市の職員
- (2) 消防団員
- (3) 市長から委託を受け国民保護措置に係る業務を行う人
- (4) 国民保護措置の実施に必要な援助について協力をを行う人

(腕章等の交付等)

第5条 市長は、武力攻撃事態等に至った場合に、腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。ただし、武力攻撃事態等に至らない場合にあっても、国民保護措置に係る訓練又は啓発を行うときその他市長が必要と認めるときは、腕章等を交付し、又は貸与することができる。

2 市長は、前項の規定により腕章等の交付又は貸与を行う場合において、国民保護措置に係る職務、業務、協力、訓練又は啓発のために使用される場所、車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、必要に応じて、旗及び車両章（以下「旗等」という。）を交付し、又は貸与することができる。

3 市長は、前2項の規定による特殊標章等の交付を行うときは、特殊標章等の交付に関する台帳（第1号様式）に交付を受ける人の氏名、生年月日その他必要事項を記載するものとする。

(交付の申請等)

第6条 第4条第3号及び第4号に掲げる交付対象者が、前条第1項本文の規定により腕章等の交付を受けようとするときは、特殊標章等に係る交付申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、特殊標章等の交付の可否
決定
を決定したときは、特殊標章等に係る交付 通知書（第3号様式）により通知するものとする。
却下

(身分証明書の交付等)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により腕章等の交付を行うときは、あわせて身分証明書(第4号様式)を交付するものとする。

2 前項の規定により身分証明書の交付を受けた人は、腕章等を使用するときは、身分証明書を携帯しなければならない。

3 身分証明書の有効期間は、交付のときから第10条の規定による特殊標章等の返還のときまでとする。

(特殊標章等の再交付の申請等)

第8条 第5条第1項及び第2項の規定により特殊標章等の交付を受けた人は、特殊標章等を紛失したとき、特殊標章等が使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損したとき又は特殊標章等のうち身分証明書の記載事項に変更があったときは、特殊標章等再交付申請書(第5号様式)により再交付を申請するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、特殊標章等の再交付の可
決定
否を決定したときは、特殊標章等に係る再交付 通知書(第6号様式)により通知する
却下
ものとする。

3 第1項の場合において、汚損又は破損により特殊標章等の再交付を申請するときは、汚損し、又は破損した特殊標章等を市長に提出しなければならない。

(濫用の禁止)

第9条 特殊標章等の交付又は貸与を受けた人(以下「所持者」という。)は、特殊標章等を譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 所持者は、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力を行う場合又は訓練若しくは啓発の用に使用する場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 旗等を表示した場所等は、専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力の用に使用されなければならない。

(返還)

第10条 所持者は、国民保護措置に係る職務、業務、協力、訓練若しくは啓発を行わなくなったとき又は市長が返還を命じたときは、交付又は貸与を受けた特殊標章等を市長に返還しなければならない。

(特殊標章等の意義等の周知)

第11条 市長は、第5条第1項及び第2項の規定により特殊標章等の交付又は貸与を行うときその他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、使用、管理等について説明を行い、周知を図るものとする。

(庶務)

第12条 本市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、危機管理企画課が行うものとする。

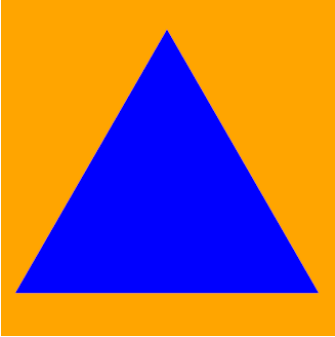
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月3日から実施する。

別表（第3条関係）

| 種類 | 表示 | 形状 | 制式 |
|-----|------------------------|---|--|
| 腕章 | 左腕に表示 |  | <p>オレンジ色地に青色の正三角形とする。 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>一連の登録番号を表面右下隅に付する。 （例：上越市1）</p> |
| 帽章 | 帽子(ヘルメットを含む。)の前部中央に表示 | | |
| 旗 | 施設の平面に展張又は表示、船舶に掲揚又は表示 | | |
| 車両章 | 車両の両側面及び後面に表示 | | |
| | 航空機の両側面に表示 | | |

(6) 上越市国民保護協議会委員名簿

平成20年12月1日現在

| 区分 | 所属機関 | 職名 | 委員氏名 |
|-----|-----------------------|----------------|-------|
| 会長 | 上越市 | 市長 | 木浦正幸 |
| 第一号 | 上越海上保安署 | 署長 | 関口進 |
| | 国土交通省高田河川国道事務所 | 所長 | 今野和則 |
| | 新潟地方気象台 | 台長 | 栗原弘一 |
| | 上越森林管理署 | 署長 | 岡本一孝 |
| 第二号 | 陸上自衛隊第5施設群 | 群長 | 小野塚貴之 |
| 第三号 | 上越地域振興局 | 局長 | 渡邊正 |
| | 上越警察署 | 署長 | 駒形徳治 |
| | 妙高警察署 | 署長 | 村修一 |
| 第四号 | 上越市 | 副市長 | 村山秀幸 |
| 第五号 | 上越市教育委員会 | 教育長 | 小林毅夫 |
| | 上越地域消防事務組合 | 消防長 | 関谷修 |
| 第六号 | 上越市 | 総務部長 | 市村輝幸 |
| | " | 企画・地域振興部長 | 竹田淳三 |
| | " | 市民生活部長 | 土橋均 |
| | " | 都市整備部長 | 笠原博 |
| | " | 産業観光部長 | 澤海雄一 |
| | " | 健康福祉部長 | 野澤朗 |
| 第七号 | 東北電力(株)上越営業所 | 所長 | 古川博久 |
| | 日本通運(株)高田支店 | 支店長 | 石井清之 |
| | 東日本電信電話(株)新潟支店 | 災害対策室長 | 松島健一 |
| | (株)NTTドコモ新潟支店 | ネットワーク部長 | 小原正充 |
| | 東日本高速道路(株)新潟支社上越管理事務所 | 所長 | 長内和彦 |
| | 郵便事業(株)高田支店 | 支店長 | 駒林巧 |
| | 北越急行(株) | 総務課長 | 大谷一人 |
| | 頸城自動車(株) | 代表取締役社長 | 大竹和夫 |
| | 佐渡汽船(株) | 常務取締役 | 渡辺秀夫 |
| | (社)新潟県トラック協会上越支部 | 田中運輸機工(株)取締役部長 | 山本清 |
| | エフエム上越(株) | 取締役局長 | 熊田唯志 |
| | 上越ケーブルビジョン(株) | 代表取締役社長 | 大島精次 |
| 第八号 | 上越市消防団 | 副団長 | 大島正春 |
| | 上越市町内会長連絡協議会 | 理事 | 横尾彰平 |
| | 上越商工会議所 | 総務委員 | 竹田耕隆 |
| | えちご上越農業協同組合 | 総務部長 | 横尾秀夫 |
| | (社)上越医師会 | 事務長 | 立入充 |
| | (社)新潟県薬剤師会上越支部 | 支部長 | 望月弘明 |
| | (社)新潟県接骨師会上越支部 | 相談役 | 大竹繁 |
| | NPO法人新潟県災害救援機構 | 理事長 | 梅澤圓了 |
| | 上越市人権擁護委員協議会 | 副会長 | 中澤洋子 |
| | 有識者(専門分野:国際) | | 三上正子 |
| | 有識者(一般公募) | | 長井泰雄 |
| | 有識者(一般公募) | | 渡辺明美 |
| | 有識者(一般公募) | | 太田雅俊 |
| | 有識者(一般公募) | | 太田久雄 |

計45名

(7) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

(平成16年法律第112号) ~ 抜粋 ~

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

第39条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会(以下この条及び次条において「市町村協議会」という。)を置く。

2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。

二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。

3 市町村長は、第35条第1項又は第8項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第33条第6項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村協議会の組織)

第40条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市町村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

二 自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。)

三 当該市町村の属する都道府県の職員

四 当該市町村の助役

五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又その指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)

六 当該市町村の職員(前二号に掲げる者を除く。)

七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 第38条第5項の規定は、前項の委員について準用する。

6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 第38条第7項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。